

訪問診療にかかる費用のご案内
 <居宅用>

2020年9月現在

基本料金①（1回につき）			
	1割負担	2割負担	3割負担
在宅患者訪問診療料	890円	1,780円	2,660円

基本料金②（1ヶ月につき） *在宅緩和ケア充実診療所加算含む				
在宅医学総合管理料	24時間365日の対応で、計画的な医学管理のもとに定期的な訪問診療を行い、患者様の全身状態の総合的な管理を行う事に対する費用	1割負担	2割負担	3割負担
1ヶ月の訪問診療回数				
1回		2,920円	5,840円	8,760円
2回以上		4,500円	9,000円	13,500円
2回以上（厚生労働大臣が定める疾病及び状態）（※1）		5,400円	10,800円	16,200円

加算料金				
		1割負担	2割負担	3割負担
在宅酸素療法	在宅酸素の使用	6,500円	13,000円	19,500円
在宅酸素療法（ボンベ使用）	携帯ボンベも使用した場合	7,680円	15,360円	23,040円
中心静脈栄養	1日に必要な栄養の大半を点滴だけで補給する場合	5,000円	10,000円	15,000円
経管栄養 （指定栄養剤を使用した場合）	鼻から挿入したチューブ又は胃ろうなどから胃に栄養剤を注入する場合	4,500円	9,000円	13,500円
お看取り （患家でお看取りとなった場合）	在宅ターミナルケア加算	5,500円	11,000円	16,500円
	在宅緩和ケア充実診療所・病院加算	1,000円	2,000円	3,000円
	看取り加算	3,000円	6,000円	9,000円
在宅早期移行加算	退院後在宅診療に移行後、3ヶ月以内は月に1回算定（1回の退院に付、計3回まで算定可）	100円	200円	300円
頻回訪問加算	末期の悪性腫瘍患者や高度な指導管理が必要な患者様に月4回以上往診や訪問診療を行った場合	600円	1200円	1800円
がん性疼痛緩和指導料	がん性疼痛の緩和を目的として、麻薬を投与しているがんの患者様に対して月1回に限り算定	200円	400円	600円
マッサージ同意書	鍼灸マッサージなどを受ける時に交付する同意書	100円	200円	300円
訪問看護指示料	訪問看護ステーションを利用する場合	300円	600円	900円
診療情報提供書	他院等への紹介状	250円	500円	750円
診療時間加算	診療時間が1時間を超えた場合、30分またはその端数を増すごと	100円	200円	300円
包括的支援加算	一定の状態にある患者様に対し、定期的な訪問診療を行い、在宅医学総合管理料を算定する場合に加算（※2）	150円	300円	450円

往診料					
時間区分			1割負担	2割負担	3割負担
平日	時間内	08:00~16:00	850円	1,690円	2,540円
	時間外	16:00~18:00	910円	1,820円	2,730円
	夜間	18:00~22:00	2,510円	5,020円	7,530円
	深夜	22:00~翌朝06:00	3,870円	7,730円	11,600円
	時間外	06:00~08:00	2,510円	5,020円	7,530円
土曜日	時間内	08:00~18:00	910円	1,820円	2,730円
	時間外	18:00~22:00	2,510円	5,020円	7,530円
	深夜	22:00~翌朝06:00	3,870円	7,730円	11,600円
	時間外	06:00~08:00	2,510円	5,020円	7,530円
日曜・祝日		06:00~22:00	2,640円	5,270円	7,910円
		22:00~翌朝06:00	3,870円	7,730円	11,600円

電話再診料				
時間区分		1割負担	2割負担	3割負担
平日	08:00~16:00	70円	150円	220円
土曜日	06:00~22:00	140円	280円	420円
夜間	16:00~22:00	140円	280円	420円
	06:00~08:00			
深夜	22:00~翌朝06:00	490円	990円	1,480円
日曜・祝日	06:00~翌朝06:00	260円	530円	790円

自費（医療保険適用外）		
交通費	訪問診療にかかる交通費	1ヶ月1,000円 (一律でご負担いただきます)
診断書	死亡診断書	1通 5,000円
	健康診断書、各種証明などの診断書	1通 1,000円~5,000円
各種予防接種費	インフルエンザ、肺炎球菌等	実費負担 (※ご年齢に応じて住民票のある市区町村より補助がある場合があります。)
医療材料費	保険適用にならない医療材料等	実費負担

介護保険				
		1割負担	2割負担	3割負担
居宅療養管理指導料	病状や指導内容をケアマネジャーへ伝えます	590円	1,180円	1,770円

(※1) 厚生労働大臣が定める疾病及び状態の患者様

【次の疾患に罹患している患者様】

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、多系統萎縮症（線条体黒質変性症・オリブ矯小脳萎縮症・シャイ・ドレーガー症候群）、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、脊髄損傷、人工呼吸器を使用している状態

【次の状態にある患者様】

在宅酸素療法を行っている状態、ドレーンチューブまたは留置カテーテルを使用している状態、在宅自己導尿を行っている状態、在宅成分栄養経管栄養法を行っている状態、人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、在宅中心静脈栄養法を行っている状態、気管切開を行っている状態、気管カニューレを使用している状態、在宅人工呼吸を行っている状態、在宅血液透析を行っている状態、在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている状態、植込型脳・脊髄刺激装置による疼痛管理を行っている状態、真皮を超える褥瘡の状態
肺高血圧症であってプロスタグランジンI2製剤を投与されている状態、真皮を超える褥瘡の状態

(※2) 一定の状態にある患者様

①要介護2以上または障害支援区分2以上に相当②認知症高齢者の日常生活自立度でランクIb以上③週1回以上の訪問看護を受けている④訪問診療または訪問看護時に注射・喀痰吸引・経管栄養・鼻腔栄養を受けている⑤特定施設等の入居者様で、医師の指示を受け、施設に配置された看護職員による注射・喀痰吸引・経管栄養・鼻腔栄養を受けている⑥その他、関係機関との調整などのために特別な医学管理を必要とする状態